

別紙 1

災害時における河川災害応急対策業務等に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長 福井貴規（以下「甲」という。）と〇〇建設（株）代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、高崎河川国道事務所管内の「災害時における河川災害応急対策業務等」（以下「災害業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高崎河川国道事務所管内において地震・大雨の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又は発生するおそれがある場合、災害業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材（以下「建設資機材等」という）、労務等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害業務等の実施区間）

第 2 条 災害業務等の実施区間は、以下のとおりとする。

高崎出張所管内 〇〇川〇岸 〇〇. 〇 k m～〇〇. 〇 k m

（別添図面 区間番号〇）

【支援会社の場合】

（災害業務等の実施区間）

第 2 条 実施区間は以下の通りとする。

災害業務等実施区間は、別添図面 区間番号●～●区間とし、工区担当会社の支援とする。

（実施区間外の協力）

第 3 条 甲は、高崎河川国道事務所管内に災害等が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し業務実施区間外の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、東京都 2 3 区内において震度 6 強以上（首都直下地震）の発生など、関東地方整備局管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し業務実施区間外（県外含む）の協力を要請することができるものとする。

3 乙は、甲から業務実施区間外（県外含む）の協力要請があった場合は、可能な限り、これに協力するものとする。

（乙の責務）

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、災害業務に際し連絡体制及び使用可能な建設

資機材等の数量を把握し、書面又はデータ送信等甲の指示する手段で甲へ報告するものとする。

2 前項の連絡体制を確立するために、連絡担当者を配置し、連絡先（平時及び緊急時）をとりまとめ甲へ報告するものとする。連絡担当者は可能な限り複数名配置することとし優先順位を付すものとする

3 第1項の建設資機材等の報告は、年2回（4月末、10月末）報告するものとするが、著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ報告するものとする。

なお、甲の保有する建設資機材等については、書面等により、乙に情報提供する。

4 乙は協定内容の円滑な実施が図れるよう社内職員、協力会社に対し訓練を含め周知・教育を年1回以上行うよう努めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（災害業務等内容）

第 6 条 甲が乙に対し要請を行う災害業務等は、甲の指示する被災所管施設の緊急措置及び応急復旧等は以下のとおりとする。

①緊急措置

被災した河川管理施設等の被害拡大防止及び利用者の安全確保を図るための立入禁止措置等の緊急的な対策を実施するものとする。

②応急復旧

被災した河川管理施設等の機能を最低限確保し、次期出水等による二次災害を防止するための対策工を実施するものとする。

③その他

災害業務等実施に必要な労力及び建設資機材等の提供協力を行う。

（出動の要請）

第 7 条 甲は、乙に対し第2条及び第3条の災害業務実施区間、協力要請区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は電話による要請を行った場合、速やかに書面にて乙に通知するものとする。

3 乙は要請を受けた場合速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告すると共に、直ちに出勤し、災害業務を実施するものとする。

（災害業務等内容の指示）

第 8 条 災害業務等内容の直接の指示は、当該災害業務実施区間を担当する出張所長又は甲の現場対応職員（以下「出張所長等」という。）が書面又は口頭で行うものとし、乙はその指示に従うものとする。なお、出張所長等は口頭指示した場合、速やかに指示内容を書面にて乙に通知すること。

（契約の締結）

第 9 条 甲は、第 7 条に基づく出勤を乙に要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

2 乙は、契約締結に当たっては、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

（災害業務等の完了）

第 10 条 乙または乙の現場責任者は、災害業務等が完了したときは、電話等により直ちに出張所長等にその旨を報告するものとする。

（災害業務等の実施報告）

第 11 条 乙または乙の現場責任者は、災害業務等の完了後、作業時間及び使用建設資機材等の数量を出張所長に書面により報告するものとする

甲は、必要に応じて災害業務等の途中段階で、使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（費用の請求）

第 12 条 乙は、災害業務等完了後、当該業務に要した費用を第 9 条により締結した契約に基づきその費用を請求するものとする。

（費用の支払）

第 13 条 甲は、第 12 条による請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 14 条 災害業務等の実施において甲、乙双方の責に帰すべからざるものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲が貸与の建設資機材等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。ただし、その損害のうち、災害業務等の実施につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

なお、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

（訓練等への参加）

第 15 条 乙は、甲が主催する訓練等に、甲からの参加要請があった場合は参加するもの

とする。

なお、参加に伴う費用負担は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(協定の解約)

第17条 甲もしくは乙において、第16条の有効期限内に協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 協定区間内で維持工事を契約している場合においても、協定区間内で行った災害協定に基づく災害対応については活動実績とする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年 3月 日

甲. 群馬県高崎市栄町6番41号
国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 福井 貴規

乙. ○○県○○市○○町○○○番
○○建設株式会社
代表取締役 ○○ ○○